

所在地: 青森県弘前市石渡3-5-2  
 業務内容: マイクロモータの開発・生産、センサーの生産  
 設立: 1973年



水質(事業所排水)					
	項目		法・条例基準	事業所基準	実測最大値
健康項目	カドミウム	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	シアン	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	有機リン	(mg/l)	1	0.8	<0.05
	鉛	(mg/l)	0.1	0.08	0.012
	六価クロム	(mg/l)	0.5	0.4	<0.005
	砒素	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005
	総水銀	(mg/l)	0.005	0.004	<0.0005
	ジクロロメタン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	四塩化炭素	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	1,2-ジクロロエタン	(mg/l)	0.04	0.032	<0.001
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/l)	0.4	0.32	<0.001
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/l)	3	2.4	<0.001
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
	トリクロロエチレン	(mg/l)	0.3	0.24	<0.001
	テトラクロロエチレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/l)	0.02	0.016	<0.001
	チウラム	(mg/l)	0.06	0.048	<0.001
	シマジン	(mg/l)	0.03	0.024	<0.001
	チオベンカルブ	(mg/l)	0.2	0.16	<0.001
ベンゼン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.001	
セレン	(mg/l)	0.1	0.08	<0.005	
ホウ素	(mg/l)	10	8	<0.1	
フッ素	(mg/l)	8	6.4	<0.1	
アンモニア・亜硝酸・硝酸性窒素	(mg/l)	380	304	0.81	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)		5.0 - 9.0	5.9 - 8.5	7.1 - 7.8
	生物学的酸素要求量(BOD)	(mg/l)	600	480	23
	浮遊物質(SS)	(mg/l)	600	480	5.3
	n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	(mg/l)	5	4	1
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	(mg/l)	30	24	6.8
	フェノール	(mg/l)	5	4	<0.05
	銅	(mg/l)	3	2.4	<0.2
	亜鉛	(mg/l)	2	1.6	<0.2
	溶解性鉄	(mg/l)	10	8	<0.5
	溶解性マンガン	(mg/l)	10	8	<0.1
	クロム	(mg/l)	2	1.6	<0.005
	汚濁消費量	(mg/l)	220	176	<5

\* 法・条例基準: 法規制等(下水道法、弘前市水道条例)で最も厳しい基準。

\* 事業所基準: 法規制で最も厳しい基準の80%値。

大気(煤煙)				
	項目		事業所基準値	実測最大値
ボイラー	SOx	(Nm <sup>3</sup> /H)	1.1	0.055
	NOx	(ppm)	180	100
	煤塵	(g/Nm <sup>3</sup> )	0.3	0.021

\* 事業所基準: 大気汚染防止法基準値を適用。

騒音(単位: dB)		
区分	事業所基準値	実測最大値
朝	65	57
昼	70	66
夕	65	52
夜間	55	50

\* 事業所基準: (弘前市第4種区域) 規制値を適用。

振動(単位: dB)		
区分	事業所基準値	実測最大値
昼	65	40
夜間	60	35

\* 事業所基準: 振動規制法(弘前市第2種区域) 規制値を適用。

悪臭(単位: ppm)		
項目	事業所基準値	実測最大値
酢酸エチル	3	<0.01
トルエン	10	<0.01
スチレン	0.4	<0.01
キシレン	1	<0.01

\* 石渡事業所では悪臭測定の義務はありませんが、自主的に敷地境界上の濃度を測定しています。